

「地域共生社会」の実現に向けた取組について（子ども・若者関係）

2023.06.26

子ども教育部 子ども・教育政策課

1.子ども・子育てをめぐる動向

(1) こども基本法の成立（令和5年4月施行）

日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進する。

全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。

(2) こども家庭庁の創設（令和5年4月設置）

内閣総理大臣の直属の機関として、令和5年4月に内閣府の外局にこども家庭庁が設置された。子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、新規の政策課題に取り組む。

また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化される。

(3) 児童福祉法の改正（令和4年6月改正）

子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を行うため、全ての妊産婦、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機関の設置に努めることや、児童や困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上などの内容が盛り込まれた。

2.中野区の動向

(1)中野区子ども・若者支援センターの開設(令和3年10月設置)

令和3年11月に中野区子ども・若者支援センターを開設した。同じ建物内の児童相談所・教育センターと連携し、家庭環境や児童虐待、教育上の悩み、39歳までの若者とその家族の相談、発達に課題がある子どもの就学相談を行っている。

(2)中野区児童相談所の設置(令和4年4月設置)

令和4年4月に中野区児童相談所を設置した。これまで児童虐待への対応は、区の子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して行っていたが、中野区児童相談所設置後は、区において一貫して対応ができるようになった。また、児童福祉審議会や里親の認定に関する事務等が東京都から移管された。

(3)子どもの権利に関する条例の制定(令和4年4月施行)

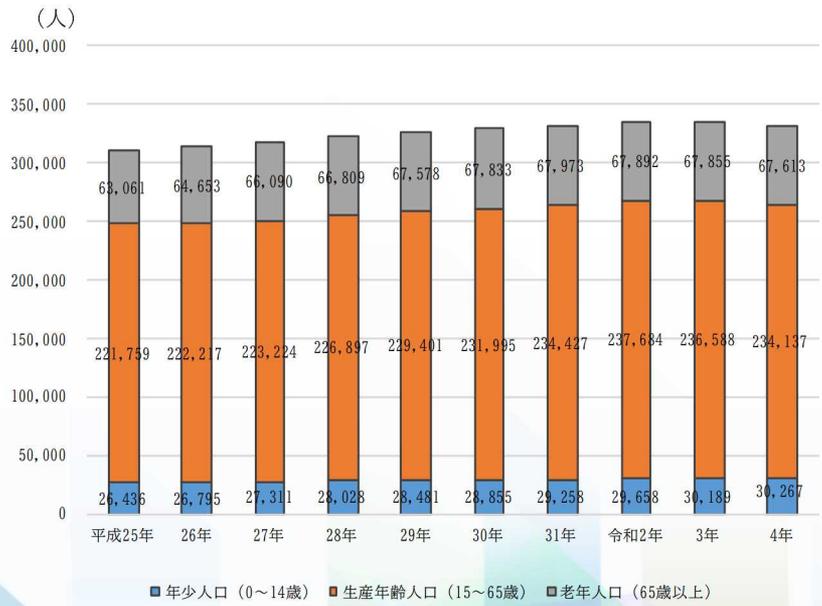
区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定した。

(4)子ども総合計画の策定(令和5年3月)

中野区基本構想及び基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する5つの法定計画を包含する総合的な計画として、「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子ども・若者に関する取組を推進していくために令和5年3月に「中野区子ども総合計画」を策定した。

3.中野区の状況

区の年齢3区分別の人口の推移



基準日:各年1月

【出典:令和4年中野区統計書】

区の出生数と合計特殊出生率の推移

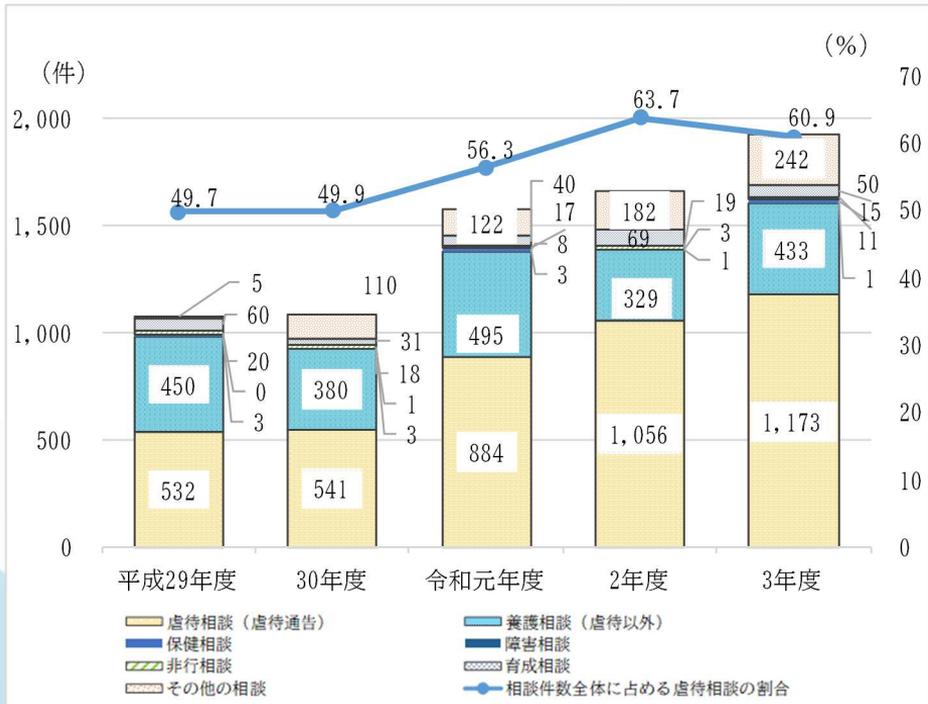


【出典:令和4年健康福祉部統計】

年少人口は、平成25年から増加傾向である。出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向だが、その後減少に転じている。

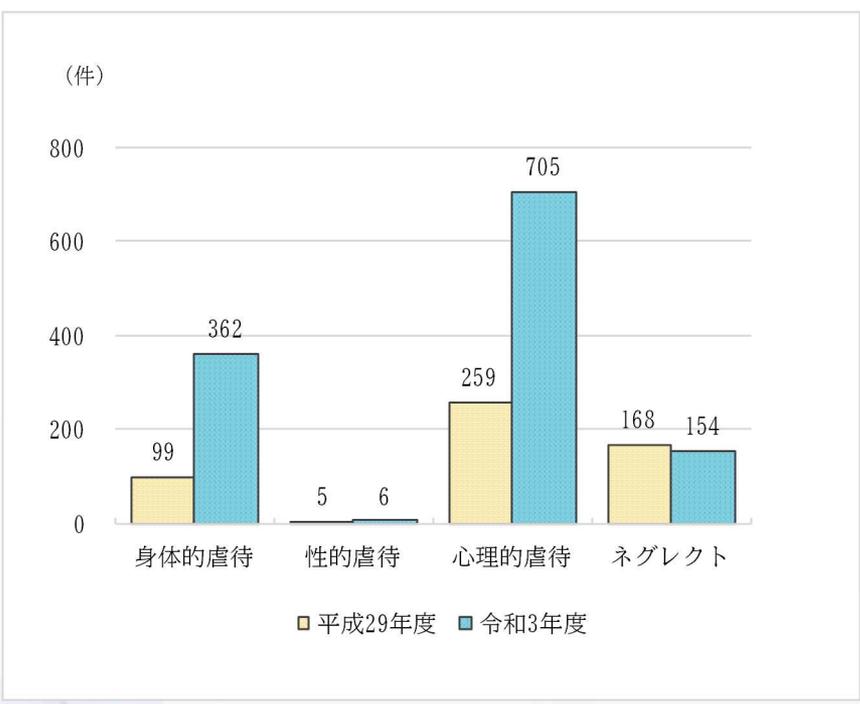
3.中野区の状況

子ども家庭支援センター虐待対応件数の推移



【出典:令和4年子ども教育部統計】

虐待の種類別の推移

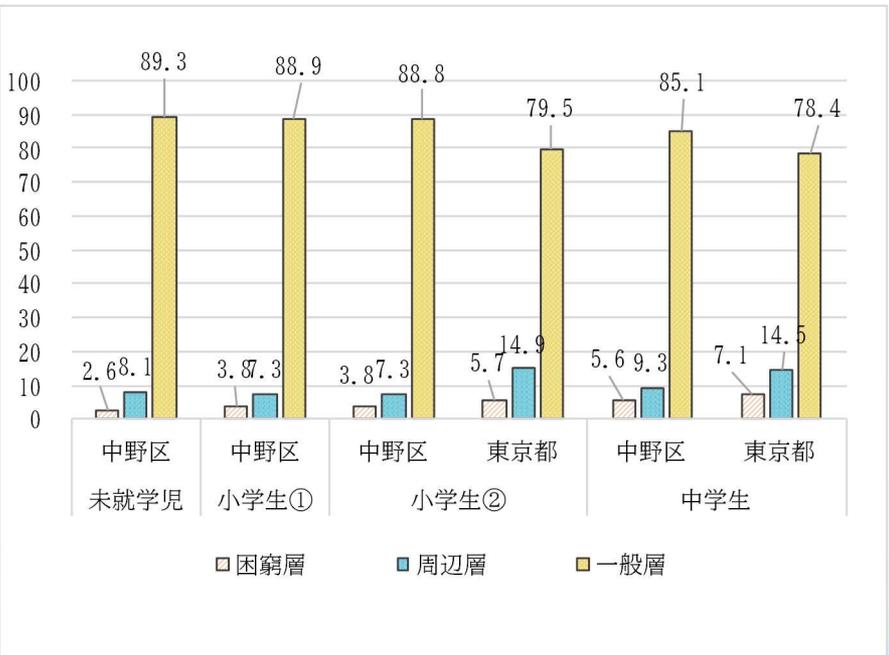


【出典:令和4年子ども教育部統計】

子ども家庭支援センターで受け付けた相談件数は年々増加している。虐待の種類別の推移については、身体的虐待と心理的虐待が増加している。

3.中野区の状況

生活困難層の割合



【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

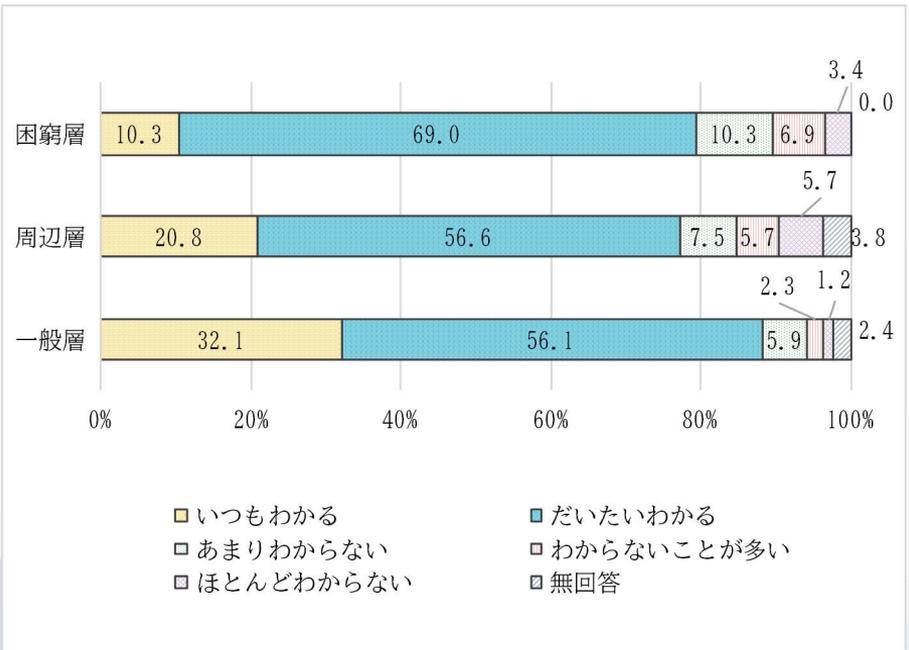
生活困窮者の定義

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	図の2つ以上の要素に該当
周辺層	図のいずれか1つの要素に該当
一般層	図のいずれの要素にも該当しない

生活困難層の割合は子どもの年代が上がるにつれ高くなる傾向があり、区内でも同様の傾向が見られる。都全体と比較すると、区は全年代で低くなっている。 6

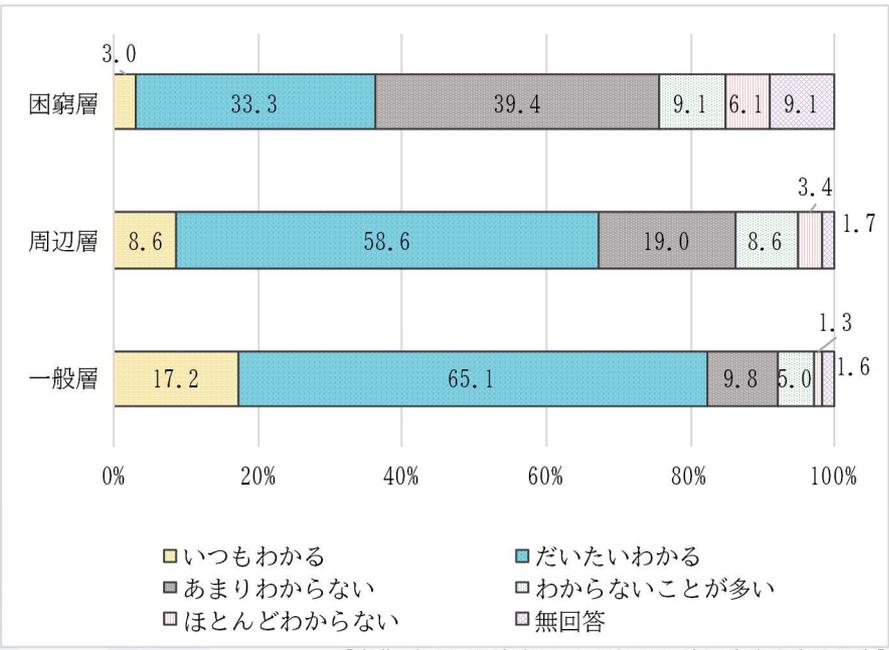
3.中野区の状況

授業の理解度(小学生)



【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

授業の理解度(中学生)

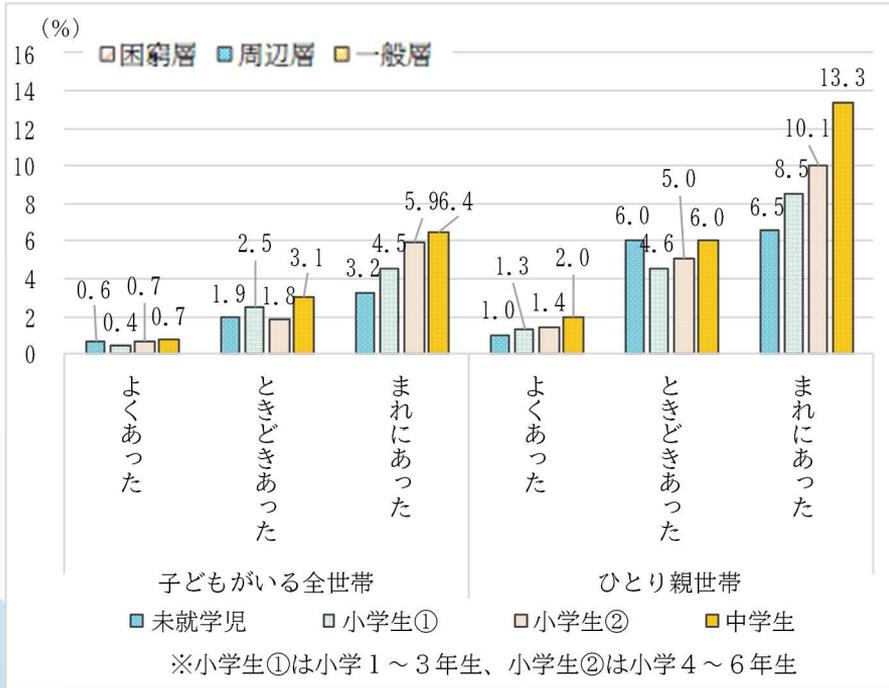


【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

授業の理解度をみると、年代が上がるに従い一般層と困窮層で理解度に大きく差が出ている。

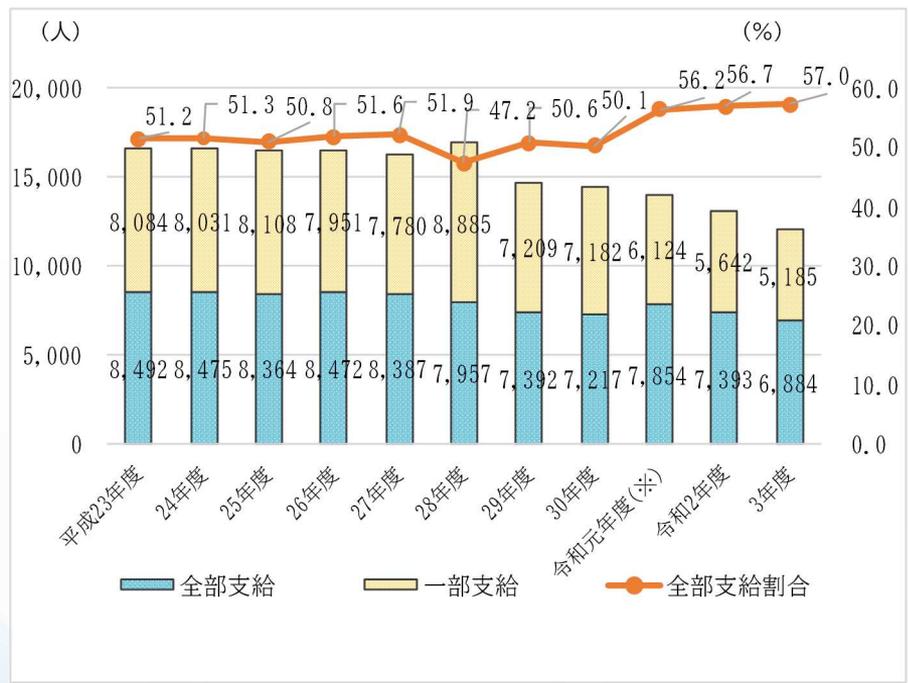
3.中野区の状況

食料を買えなかった経験



【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

区の児童扶養手当延受給者数の推移

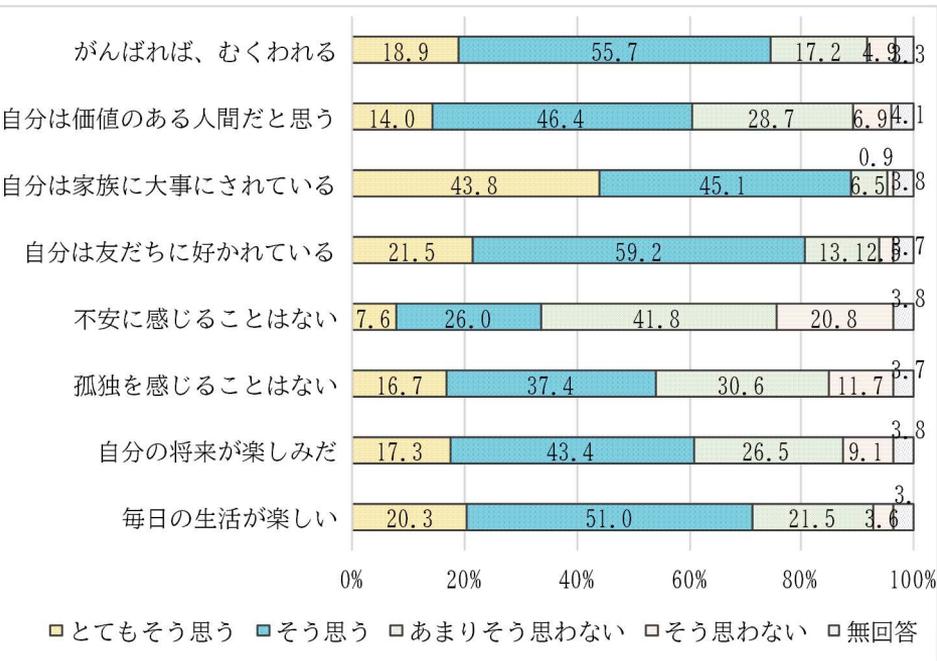


【出典：令和4年子ども教育部統計】

食料を買えなかった経験がある割合は、子どもがいる全世帯と比較してひとり親世帯の方が高くなっている。児童扶養手当受給者数は減少傾向だが、全部支給者の割合は増加している。

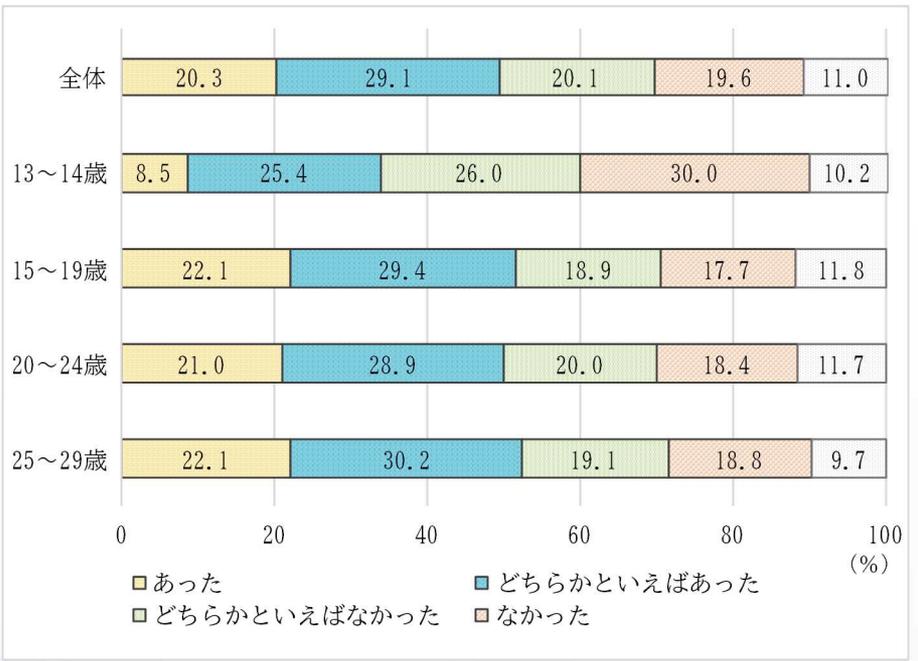
3.中野区の状況

自己肯定感(15歳から23歳)



【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

社会・日常生活を円滑にできなかった経験(13歳から29歳)



【出典：令和元年度中野区子どもと子育て家庭の実態調査】

自分に価値があると思っている若者が6割いる一方、不安に感じる割合は低くなっている。生活を円滑に出来なかった割合は25~29歳が一番高い。

4. 今後の方針

子ども総合計画の体系

基本理念	目標	取組の方向性	主な取組
未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち	I 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	(1)子どもの権利に関する理解促進 (2)子どもの意見の表明・参加の促進 (3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援 (4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの権利に関する学習機会の充実 ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり ②子どもの意見表明・参加の機会の確保 ①安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実 ①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④有害環境等からの保護
	II 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する	(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援 (2)生活に困難を抱える子育て家庭への支援 (3)子どもの発達・成長に応じた支援	①妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する相談体制の充実 ①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援 ①発達に課題や障害がある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育の充実
	III 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	(1)幼児期から学童期の教育・保育施設の整備 (2)質の高い教育・保育サービスの提供	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童クラブの整備 ①就学前の教育・保育の質の向上 ②多様な教育・保育サービスの充実
	IV あらゆる若者の社会参画を支援する	(1)すべての若者のすこやかな育成支援 (2)若者の課題解決に向けた支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実 ①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
	V 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	(1)地域における子育て支援活動の推進 (2)子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化 ①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安心・安全の確保

5.今後の取組(例)

子どもの意見表明・参加の促進

【現状と課題】

○ 子どもが意見を表明する機会が保障されていない。

○ 子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映することは必要不可欠

【方向性】

○ 全ての子どもが様々な方法で意見表明・参加できる仕組みづくりを行う。

○ 子どもが区政やまちづくりについて考え、参加するための機会を確保する。

子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

事業名	事業内容		
区政運営における子どもの参加の推進	区政運営において、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して子どもの意見を聴取します。聴取にあたり、子どもの意見聴取の機会の設定の仕方や聴取の方法などをまとめた子ども参加に関する実践的な手引きを作成します。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
区の計画や方針の策定、施設整備等の過程における子どもの意見聴取の実施回数	-	30回 (5年間延べ)	子ども・教育政策課 各課

子どもの意見表明・参加の機会の確保

事業名	事業内容		
ハイティーン会議(子ども会議)の開催	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代を対象にハイティーン会議を実施します。また、条例第14条に基づく「子ども会議」として、子どもに関する区の計画等について、区がハイティーン会議に参加する子どもに意見を求めます。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
ハイティーン会議の参加者数	-	150人 (5年間延べ)	育成活動推進課 子ども・教育政策課
ハイティーン会議におけるチャレンジ件数	-	50件 (5年間延べ)	育成活動推進課 子ども・教育政策課

5.今後の取組(例)

子どもの権利侵害の防止、 相談・救済

【現状と課題】

○ 児童虐待やいじめなどを相談できる人が身近にいない子どもがいる。

○ 子どもが抱える課題は複雑化しており、相談・救済の仕組みが必要不可欠。

【方向性】

○ 児童虐待やいじめの未然防止に向けた取組を進め、迅速な救済を図る。

○ 寄り添い、相談・救済を求められる体制や環境の整備を進る。

虐待の未然防止、養育支援体制の整備

事業名	事業内容		
児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
虐待を理由とする一時保護の再保護件数	—	0件	児童福祉課

いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援

事業名	事業内容		
不登校支援事業	不登校の未然防止から初期対応、事後の自立支援を行い、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら不登校児童・生徒への支援に取り組みます。また、教育支援室の運営など、不登校児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所支援に取り組みます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
不登校の児童・生徒のうち関係機関につながらない子どもの割合	12.8% (令和3年度)	0%	指導室 子ども・教育政策課

5. 今後の取組(例)

生活に困難を抱える子育て家庭への支援

【現状と課題】

- 生活困難層の割合は、全ての年齢層において1割を超えている。
- 困窮層約5割の家計が赤字であり、日常生活に影響が生じている。
- ひとり親家庭は様々な面で困難に直面しやすい総合的な支援が必要。

【方向性】

- 子育て家庭・ひとり親家庭が安定的な生活を送ることができるよう、総合的・継続的な支援を実施する。

生活困窮家庭への支援

事業名	事業内容		
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
区内の子ども食堂の数	27か所 (令和4年4月)	40か所	子育て支援課
子ども食堂がない小学校区数	7校区 (令和4年4月)	0校区	子育て支援課

ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容		
ひとり親家庭総合支援事業	ひとり親家庭相談員の配置による伴走型の相談体制の整備やひとり親家庭の自立に向けたプランの作成など、ひとり親家庭を総合的に支援するとともに、関係機関と連携した支援の強化やひとり親家庭のしおり等を活用した効果的な情報発信を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
ひとり親家庭等相談件数(延べ)	340件 (令和3年度)	500件	子育て支援課

5. 今後の取組(例)

若者の課題解決に向けた支援

【現状と課題】

- ひきこもり状態の若者がおり、孤独を深めていることが指摘されている。
- 内閣府の調査によると、居場所の数などが、自己肯定感と概ね相関関係がある。

【方向性】

- 子ども・若者支援センターにおける若者相談事業、「ひきこもり相談窓口」など若者全般、引きこもり状態の若者への支援体制の構築を図る。

若者に関する相談支援体制の整備

事業名	事業内容		
子ども・若者支援センター 若者相談事業(再掲)	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
若者相談対応により課題の解決に至った件数(実人員)	58人 (令和3年度※) ※令和3年11月29日から	137人	子ども・若者相談課

困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

事業名	事業内容		
ひきこもり支援事業(再掲)	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
ひきこもりサポーター養成講座受講後のサポーター登録者数	-	30人	地域包括ケア推進課